産学連携・知的財産本部から

産学連携に係る秘密情報管理について

日本再興戦略2016において、2025年までに企 業が大学、国立研究開発法人等に支出する研究費 を3倍増とすることを目指すことが盛り込まれま した(2014年度実績が1,151億円)。これに呼応 し、各大学では、企業からの大型研究費を獲得す るための共同研究講座の制度化、URA人材や企業 人材受入のための研究設備の整備等が行われまし た。そして2020年、文部科学省、経済産業省に より「産学官連携による共同研究強化のためのガ イドライン」が示され、大学に対して厳格な秘密 情報管理が求められました。このガイドラインで 求められているのは、(1)大学が創出した特許 出願前の研究成果等の情報、及び(2)産学連携 等を通じて大学に持ち込まれる企業等の秘密情報 に限定されますので、研究成果の公表という大学 の使命が制限を受けるものではありません。

大学が、厳格な秘密情報管理を履行することに より、産学の信頼関係がより深まって機微な情報 を開示することができるようになり、その結果よ り良い研究成果が得られれば、更なる成果を目指 した産学連携のポジティブスパイラルへと繋がっ て行きます。

不正競争防止法でいう「営業秘密」とは、次の 三要件を満たすものとされています。

- 1 秘密管理;秘密であることが判る程度に、ア クセス制限 (施錠) やマル秘表示等の秘密管 理措置がされていること。
- 2 有用性;技術上又は営業上有用な情報である こと。
- 3 非公知性;公然と知られていないこと。 また、大学が訴えられるケースとしては、次の ような事例が想定されます。
- ・新規採用者、転入者、受託研究員及び外国人研 究者が不正に取得した他者の営業秘密を大学に 持ち込んで、不正に使用(論文発表、他企業と の共同研究)した。
- ・退職者、転出者が、大学在職中に共同研究先か ら取得した営業秘密を、他大学や他機関で不正 に使用(論文発表、他企業との共同研究)し た。

知的財産アドバイザー 中村 邦彦

- ・学生が大学と企業の共同研究に参画し、共同研 究先から取得した営業秘密を不正に使用(他企 業の就職試験で開示、卒業後就職先で使用)し
- ・大学で企業との共同研究を担当する大学職員 が、大学と企業間で締結した秘密保持条項の定 めを確実に認識せず、契約違反(学会発表、論 文公開)した。
- ・大学で企業との共同研究を担当する大学職員 が、企業の営業秘密情報を適切に管理(アクセ ス制限や秘密表示等の秘密管理措置)していな かったために、漏洩した。

秘密情報管理において産業界の信頼を得るため に、大学にはポリシーの公表、規程等の整備、責 任体制や秘密保持管理体制の明確化、職員への秘 密保持教育等が求められます。

もし訴えられると、最高10年以下の懲役、個人 罰金2,000万円(海外使用等は3,000万円)以下 の罰則があり、大学の管理体制に問題がある場合 は、両罰規定により法人にも5億円(海外使用等 は10億円)以下の罰則があります。

企業との共同・受託研究を行う研究者(特に外 国企業との共同・受託研究を行う研究者)は、契 約上の守秘義務を厳格に遵守することを心がけて ください。

以上は、11月24日に開催された令和3年度の 第1回知的財産セミナーにおいて、私が講演いた しました内容の概要でございます。

